

東山大通り地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		東山大通り地区まちづくり計画			
まちづくり計画の対象となる区域		東山1丁目、東山2丁目、東山3丁目及び森山1丁目の各一部			
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約2.7 ha			
まちづくりの目標		本地区は、浅野川のほとりの城下町金沢の玄関口に位置し、旧北国街道沿いに街並みが形成されてきた。かつては路面電車が通り人の往来も多く、沿道に商店が軒を連ねる本地区は、今もなお、多くの来街者でにぎわう地区であり、誰もが歩いて楽しめる空間を創出することを目標とする。			
まちづくりの方針		東山大通りの沿道に相応しい商業地としてのにぎわいを創出しながらも、良好な住環境が共存したまちづくりを推進する。			
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の細区分	商業地区	近隣商業地区	住居地区（一住）	住居地区（一中高）
	面積	約1.6ha	約1.0ha	約0.09ha	約0.01ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。			
		(1) 自動車教習所、畜舎、自動車修理工場又は葬儀場			—
		(2) 倉庫業を営む倉庫 (3) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) ナイトクラブその他これに類するもの (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (7) 自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの。ただし、建築物に附属する自動車車庫にあつては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5の5第1号又は第3号に掲げるもの (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号（風俗営業）に掲げる営業の用に供するもの			—
(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第3号及び第5号（店舗型性風俗特殊営業）並びに第9項（店舗型電話異性紹介営業）に掲げる営業の用に供するもの		—			

その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第7項各号(無店舗型性風俗特殊営業)、第8項(映像送信型性風俗特殊営業)、第10項(無店舗型電話異性紹介営業)及び第13項各号(接客業務受託営業)に掲げる営業の用に供するもの
	建築物等の形態又は意匠の制限	(広告物等) 1 広告物等を設置する場合(変更する場合も含む。)は、事前に東山大通り地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と協議しなければならない。 2 広告物等は、地色にけばけばしい色彩を使用しないなど、地域の街並み景観に資するものうち、次に該当するものとする。ただし、協議会が認めるもの(第2号のうち点滅灯及び回転灯に係るものを除く。)については、この限りでない。 (1) 屋上に設置しないもの (2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの (3) のぼり及び旗状の広告物でないもの
	土地利用等の制限	(1) 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者(従前の用途を変更しようとする者を含む。)は、事前に協議会と協議しなければならない。 (2) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの(コインパーキング等)を設置しないよう努める。
	その他	(1) 建築物を旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項(簡易宿所営業)に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。 (2) 建築物を住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項(住宅宿泊事業)に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。 (3) 国道359号に面する敷地で屋外に商品陳列ワゴン等を設置する場合は、通行の妨げにならないよう努める。 (4) 国道359号に面する敷地に設置される電線の立ち上がり管、配線及び電気メーター等は、色彩を工夫し、周辺の公共空間からの見え方に配慮するよう努める。 (5) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。 (6) 道路に面する部分など敷地内の緑化に努める。 (7) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。 (8) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成30年8月28日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」、「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。